

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月18日

佐賀県人事委員会委員長 坂 本 洋 介

佐賀県人事委員会規則第6号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年佐賀県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第2（第3条関係） 公安職給料表級別基準職務表				別表第2（第3条関係） 公安職給料表級別基準職務表			
職務 の級	部局		職務	職務 の級	部局		職務
略				略			
7級	警察本 部	略		7級	警察本 部	略	
		警察署	略 地域官の職務 幹部派出所長（多久に限る。）の職務			警察署	略 地域官の職務
略				略			

附 則

この規則は、令和6年3月19日から施行する。